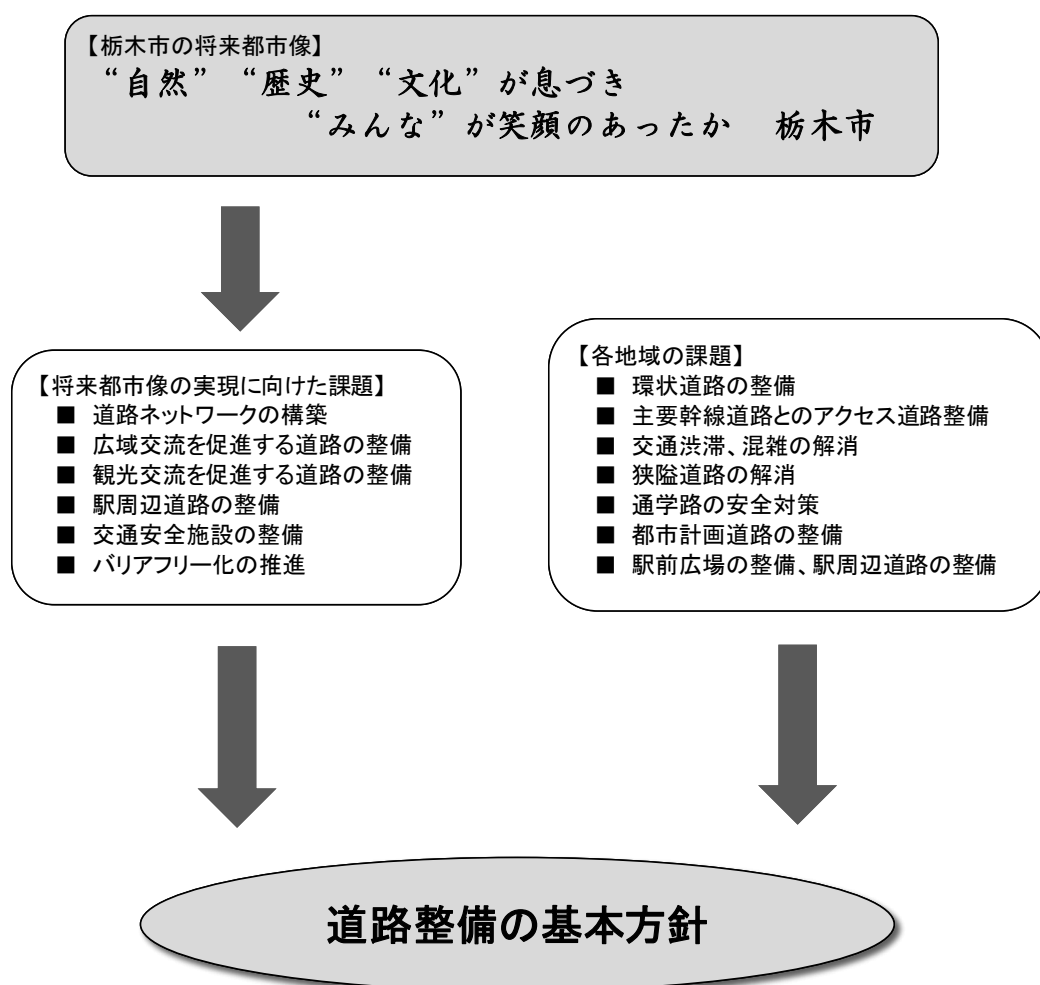


第3章 道路整備の基本方針

1. 基本方針の考え方

道路整備の推進にあたっては、本市の将来都市像である「“自然” “歴史” “文化” が息づき “みんな” が笑顔のあったか 栃木市」の実現を図るための課題に取り組むとともに、第2章で整理した各地域の現況と課題を踏まえ、基本方針を設定するものとします。

図 3-1 基本方針の考え方



2. 基本方針

本市の道路整備の基本方針を次のように定め、道路整備の推進を図ります。

なお、本計画における道路整備とは、道路の拡幅、改良を伴うものとし、現況の道路敷地内における側溝の敷設や舗装修繕等は含まないものとします。

また各地域共通の課題である橋梁の老朽化対策については、この計画の対象とはせず「栃木市橋梁長寿命化修繕計画」で対応していくものとします。

I 秩序ある都市を築く道づくり

- 市内の拠点と拠点を結ぶ道路を整備します。
- 本市と近隣都市を結ぶ道路を整備します。
- 公共公益施設や公共交通機関とのアクセス向上を図る道路を整備します。
- 都市の骨格を形成し、土地利用を支援する道路を整備します。

II 安全で快適な暮らしを支える道づくり

- 交通事故を防止する道路を整備します。
- 交通渋滞の解消、緩和のための道路を整備します。
- 自転車や歩行者が安全に通行できる道路を整備します。
- 安全な通学路を整備します。
- 災害時に避難、救援活動を支える道路を整備します。
- バリアフリーによる人に優しい道路を整備します。

III 地域の魅力を高める道づくり

- 地域の顔となる道路を整備します。
- 観光拠点を結ぶネットワークを築く道路を整備します。
- 街並みや周辺景観と調和した道路を整備します。
- 地域住民のコミュニティを支援する道路を整備します。